こんにちは！保健婦です

赤ちゃんの病気 —2—

発熱・ひきつけ

赤ちゃんは、体温を調節する機能がまだ完全に整っていないため、ちょっとしたことで熱をだしやすいのです。〝熱が出たな〟と感じたら、すぐに熱を測り、熱の高低のほかに、赤ちゃんの全身症状を観察しましょう。ミルクをよく飲み、気嫌もよければあわてない。しかし、たとえ38度以下でもぐったりして顔色が青い、気嫌が悪いときなどは、すぐにかかりつけの医師に相談しましょう。

さて、熱があると気になるのが〝ひきつけ〟です。ひきつけは、家族がいちばんショックを受ける症状ですが、赤ちゃんは神経の発育が未熟なために、ちょっとの刺激にも反射的にひきつけを起こすのです。

しかし、その大半は熱が38度以上ある熱性けいれんです。まわりの人はあわてずに、赤ちゃんは安静第一です。以前のように口に物を入れる必要はありません。たいてい2～3分でおさまり、まず心配はありません。ひきつけがおさまってからかかりつけの医師に相談してもおそくありません。ひきつけをおこすと、その後一年間予防接種が受けられませんので、福祉保健課にご相談下さい。

窓口の記録

（1月21日～2月20日）

出生	9人	死亡	12人
婚姻	4人	離婚	0人
転入	32人	転出	17人

私も町民の仲間入り

出生児ご紹介

氏名	保護者	地区
小川紗由里	茂義	遠山
越川尚子	幹一	南部2
石川ゆい	豊	宮脇
梅澤恵理	克己	栗山4
五木田清香	秀一	古川
長谷川初美	力	東町4
秋鹿浩一	文雄	中台5
鈴木章太郎	章浩	上町4
椎名恵	光男	本町

※表紙の題字は、伊藤昌子さん（姥山）によるものです。

会員募集

あなたも、知力と体力のスポーツ、バトミントンをしてみませんか。

横芝町バトミントン協会では、会員を募集してます。横芝町に在住、又は勤務している方ならどなたでも結構です。

練習日　毎週水曜日　午後6時から

会場　B・G海洋センター

会費　毎月千円

連絡先　役場内線57早川へ

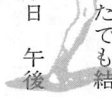

商工会伝言板

我がまちの観光と物産 調査研究報告会

◎とき　3月18日(水) 午後2時
◎ところ　商工会館二階ホール
◎テーマ　『我がまちの観光と物産の発展策』
◎講師　中小企業診断士　川井　洋氏
〃　坂本康男氏

申告（所得）はお済みですか

3月16日までです

所得の申告は、勤めている人で年末調整が終わり、会社などから給与支払報告書が提出されている人以外は、すべて必要です。

まだお済みでない方は、次のことを確認して申告してください。

所得税の申告を必要とする人

①年間所得が所得控除額より多い人

②給与所得者のうち、年間収入が千五百万円を超える人や給与以外の所得が二十万円を超える人

③還付がうけられる人（中途退職や医療費、住宅取得などの控除がある人）

その他の人は、町県民税の申告をしてください。

所得のなかった人でも、各種証明書や国民健康保険などの資料として必要ですので、申告してください。

こんな場合も申告が必要です

❖譲渡所得

土地・建物等を譲渡し、または交換した場合は、所得が生じないときでも確定申告が必要です。

譲渡所得には、いろいろな課税の特例がありますが、特例に該当する要件を満たしていても期限内に申告をしませんと、特別控除や交換、買換え等の特例が適用されません。

例えば、自分の「住まい」を売った場合は、三千万円控除できますが、この控除は確定申告をすることによって初めて適用されます。

❖贈与税

1年間に贈与を受けた財産の価額が合計して六十万円を超えているときは、贈与税の申告が必要となります。

納税も3月16日までですが、贈与税額が五万円を超えていて、一時に納めることが困難なときは、5年以内の年賦延納ができます。ただし、延納したときは、年利6.6%の利子税がかかります。

なお、父母又は祖父母から五百万円以下の住宅取得資金の贈与を受けた場合で、一定の要件に該当するときは、三百万円までの贈与が、特例として無税となります。

※詳しくは、税務課（内線32・33）へお問い合わせください。